

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から同年6月1日まで

平成14年1月にA社に入社し、その後、正社員に採用されたことから厚生年金保険に加入し、同年8月まで勤務した。

厚生年金保険の被保険者記録は、平成14年6月1日から同年8月18日までとなっているが、給与明細書では、同年5月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が平成16年12月8日付けで作成した職歴証明書及び給与明細書により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録における当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得日が雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が

誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成14年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

支店間の転勤に伴う異動はあったものの継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出された社員名簿及び人事記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和45年7月1日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和45年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連事業所であるC社に移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及び当時のC社の事業主の回答並びに申立人と同時期に移籍したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（A社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、B社及び当時のC社の事業主は、「申立人は、A社から新たに設立されたC社に移籍した従業員の一人である。同社の設立当初であった申立期間当時は、A社から給与を支払い、継続して厚生年金保険料を控除していたが、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、誤って、A社における同保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまったものと考えられる。」と回答している。

以上のことから判断すると、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に移籍した者については、A社において同保険の被保険者とする取扱いを行

っていたものと認められることから、申立期間について、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和58年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たとしている上、A社が加入する厚生年金基金の加入員資格喪失日と社会保険事務所の記録における同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が昭和58年9月21日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連事業所であるC社に移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及び当時のC社の事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（A社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、B社及び当時のC社の事業主は、「申立人は、A社から新たに設立されC社に移籍した従業員の一人である。同社の設立当初であった申立期間当時は、A社から給与を支払い、継続して厚生年金保険料を控除していたが、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、誤って、A社における同保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまったものと考えられる。」と回答している。

以上のことから判断すると、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に移籍した者については、A社において同保険の被保険者とする取扱いを行



っていたものと認められることから、申立期間について、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和58年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たとしている上、A社が加入する厚生年金基金の加入員資格喪失日と社会保険事務所の記録における同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が昭和58年9月21日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連事業所であるC社に移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社及び当時のC社の事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務し（A社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、B社及び当時のC社の事業主は、「申立人は、A社から新たに設立されたC社に移籍した従業員の一人名である。同社の設立当初であった申立期間当時は、A社から給与を支払い、継続して厚生年金保険料を控除していたが、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、誤って、A社における同保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまったものと考えられる。」と回答している。

以上のことから判断すると、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に移籍した者については、A社において同保険の被保険者とする取扱いを行

っていたものと認められることから、申立期間について、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和58年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たとしている上、A社が加入する厚生年金基金の加入員資格喪失日と社会保険事務所の記録における同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が昭和58年9月21日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から平成元年6月まで

私は、30歳を過ぎるまで公的年金に加入していなかったため老後のことが心配になり、昭和56年9月頃、A市B支所で国民年金の加入手続を行った。その際受け取った年金手帳にも、初めて国民年金被保険者となった日として「昭和56年9月13日」と記載されている。

また、加入時に昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料を現金で納付し、昭和57年度から60歳になるまでの保険料は、C信用金庫D支店（現在は、同金庫E支店）にある預金口座から、毎年4月に自動振替で一括納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月頃にA市B支所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が国民年金に加入した際に受け取ったとする年金手帳には、「平成」の元号があらかじめ印刷されている上、同市における申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人の同手帳記号番号の前後の同被保険者加入状況等により、申立人の国民年金の加入は平成2年10月頃に職権により行われ、その時申立人に同手帳記号番号が払い出されたものと認められること、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の大半を、C信用金庫における申立人の預金口座から自動振替により納付していたとしていることから、当該口座が開設された昭和57年10月から申立期間の最終月である平成元年6月ま

での当該口座の入出金記録を確認したところ、申立期間に係る保険料に相当する額が引き落とされた記録は無い上、同金庫は、当該口座に国民年金保険料の自動振替契約が設定されたのは、3年1月4日であるとしており、申立人の申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4531 (事案 2290、3136、4062、4232 及び 4329 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月中旬から 35 年 3 月下旬まで  
② 昭和 35 年 12 月初旬から 36 年 3 月下旬まで  
③ 昭和 36 年 12 月初旬から 37 年 3 月下旬まで  
④ 昭和 37 年 12 月初旬から 38 年 3 月下旬まで  
⑤ 昭和 38 年 12 月初旬から 39 年 3 月下旬まで  
⑥ 昭和 39 年 12 月初旬から 40 年 3 月下旬まで

中学校を卒業後は、A 漁船及び B 漁船に乗船していたが、申立期間①から⑥までの船員保険の加入記録が無いので、これまで 5 回にわたり、年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知をもらった。

今回、新たに、中学校の同級生が作成した証明書を提出するので、再度、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までに係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当時の A 漁船の船舶所有者及び B 漁船の船舶所有者は、いずれも既に死亡していることが確認できることから、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人は、A 漁船及び B 漁船の船長 (以下「船長」という。) 及び他の同僚一人が作成した証明書を提出しているところ、この船長は、「申立人は、昭和 43 年以後に B 漁船に乗船していたが、それ以前に A 漁船に乗船していた記憶は無い。証明書は、当時の海員名簿に基づいて作成した。」と供述しており、同人から提供された「B 漁船海員名簿」によると、申立人の雇入期間は、申立人の船員保険被保険者記録とほぼ一致していることが確認できるとともに、他の同僚一人

も、「申立人から依頼されたとおりの文面で証明書を作成したが、申立人が乗船していた時期や期間などは詳しく覚えていない。」と供述していること、iii) 上記 ii) のほか、申立人は、A漁船及びB漁船の船頭（既に死亡している。）の子が作成した証明書を提出しているものの、当該証明書には、申立人が申立期間①から⑥当時にA漁船又はB漁船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、この船頭の子からは、申立人の申立内容を裏付ける供述が得られなかったこと、iv) A漁船及びB漁船に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①から⑥までの期間及びその前後の期間において、船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、9人（前述の船長及び同僚一人を除く。）から回答が得られたものの、いずれの同僚からも、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかったこと、v) 申立人は、「当時、船員保険料を、会計担当者であった船頭に現金で届けていた記憶がある。」と主張しているところ、これまでに回答が得られた前述の合計12人のうち3人は、「当時、船員保険料は給与から控除されており、会計担当者に現金で届けることはなかった。」と供述していること、vi) A漁船及びB漁船に係る船員保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間①から⑥までの期間及びその前後の期間において、申立人が船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付け、同年12月17日付け、23年8月12日付け、同年12月16日付け及び24年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、自身が中学校を卒業した時期、その他の状況を考慮して、申立期間の一部を変更し、また、新たな資料として、中学校の同級生が作成した証明書を提出して、「この証明書があるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、当該証明書には、申立人が中学校を卒業した後に漁業に従事していた旨記載されているものの、この同級生は、「依頼があったため、私が記憶していることを記載したが、申立人が勤務していた期間、従事していた仕事の内容、乗船していた船の名前及び船員保険の加入状況については何も分からない。」と供述していることから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4532（事案 3032、4070、4338 及び 4441 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 20 日まで

申立期間①はA社B支店C営業所に、申立期間②はD社にそれぞれ勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、これまで4回にわたり年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知をもらった。

今回、当時の事情を知る者として、申立期間①は二人、申立期間②は3人の名前を思い出したので、再度、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社B支店C営業所に勤務していた状況がうかがわれるものの、i) 申立人は、「兄からE市で勉強してくるように言われたため、A社に入社した。」と主張しているところ、この申立人の兄は既に死亡している上、同社本社は、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立期間①当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人に係るこれらの届出書を確認したが見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務していたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務していたのであれば、当社の担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤務であった可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人は、当時の同僚3人及び当時の事情を知る友人一人の名前を挙げているところ、当該同僚3人のうち2人は既に死亡している上、残る同僚一人及び友人は、いずれも「申立人は、A社に勤務していたと記憶しているものの、短期



間であり、申立人が勤務した正確な時期及び厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と回答していること、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社に係る同保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部の期間について、同社とは異なる事業所で同保険に加入していること、iv) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月3日付け、23年8月26日付け、24年6月15日付け及び同年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚一人及び当時の事情を知る友人一人の名前を挙げているところ、この二人は、いずれも、これまでの申立てにおいて、既に申立人が名前を挙げた者である上、当該同僚は既に死亡しており、友人については、これまでに複数回の照会を行っているものの、申立人の申立期間①に係る申立内容を裏付ける供述を得ることはできないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間②の事業所名について、当初は「漢字」としていたが、その後「平仮名」であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、申立事業所が所在していたとするE市内において、D社と同一の読み方である厚生年金保険の適用事業所が8事業所確認できるものの、いずれの事業所についても、申立人が記憶する所在地及び事業主名とは異なっている上、申立事業所が所在していたとする地域を管轄する法務局に照会したところ、同名称の事業所が3事業所確認できるものの、商業・法人登記簿謄本によると、いずれの事業所についても、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっていると、当該3事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致する1事業所の取締役であった者は、「当社は、申立事業所が所在していたとする地域で営業していたことは無く、申立人が供述する業務も行っていなかった。」と供述していること、ii) 申立人は、申立事業所と取引があったとする二つの事業所名を具体的に挙げているところ、両事業所は、いずれも「D社という会社名を聞いたことが無く、取引の実績も無い。」と回答していること、iii) 申立人は、当時の同僚11人及び当時の事情を知る友人一人の名前を挙げているところ、当該同僚11人は、所在が不明又は個人を特定することができない上、友人については、「D社という会社名を聞いたことが無く、申立人が同社に勤務していたという記憶も無い。」と供述していること、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立事業所に係る同保険の加入記録が無いこと等を理由として、平成22年12月3日付け、23年8月26日付

け、24年6月15日付け及び同年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているところ、このうち二人は、これまでの申立てにおいて、既に申立人が名前を挙げた者である上、当該3人については、いずれも個人を特定することができないことから、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。